

13. 肢体不自由

※ 白い部分は第1種、灰色部分は第2種

級別	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

7級単独では手帳交付の対象とならないが、複数の障害を併せ持つことで6级以上となり、手帳交付の対象となる

◆ 肢体不自由は4つの機能障害から成る

◇ 上肢不自由

◇ 下肢不自由

◇ 体幹不自由

◇ 脳原性運動機能障害 ※

・ 上肢機能障害

・ 移動機能障害

機能障害の程度での認定が原則

日常生活上の制限を材料に機能障害の程度を推定して認定

※ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

上肢不自由・下肢不自由

◆ 上（下）肢不自由は次の区分から成る

◇ 機能障害

- ・ 一上（下）肢全体の障害、三大関節（肩・肘・手、股・膝・足）の障害、手（足）指の障害の基準が示されている

◇ 欠損障害

- ・ 欠損部位に対する等級が明示されている

◇ 短縮障害

- ・ 短縮の程度に対する等級が明示されている
- ・ 上肢不自由には短縮障害の概念はない

◆ 機能障害の程度は「全廃」「著障」「軽障」の3段階が基本

◇ 「全廃」： 機能を全廃したもの

- ・ 「欠損（切断）」は機能全廃と同様の扱い

◇ 「著障」： 機能の著しい障害

◇ 「軽障」： 機能の軽度の障害

※ 7級1つだけでは手帳交付の対象とならない

◆ 各関節（肩・肘・手・手指、股・膝・足）の「他動的関節可動域（ROM）」と「徒手筋力テスト（MMT）」で認定するのが原則

◇ 全廃：可動範囲10度以下、MMT 0-2、高度の動揺関節

- ・ 肩関節は30度以下、足関節は5度以下

◇ 著障：可動範囲30度以下、MMT 3、中等度の動揺関節

- ・ 肩関節は60度以下、足関節は10度以下、
- ・ 「前腕の回内外の可動範囲10度以下」も肘関節著障

◇ 軽障：可動範囲90度以下、MMT 4

- ・ 足関節は30度未満

注) 屈曲20度・伸展10度の可動範囲は30度である

MMTは各運動方向の平均値をもって評価する

- ◆ 一上肢全体に及ぶ機能障害については、まとめて判定することもある
 - ◇ 全廃： 肩関節・肘関節・手関節・手指5本の上肢全ての機能が全廃
 - ◇ 著障： 肩関節・肘関節・手関節・手指5本の全ての機能の平均が著障相当
肩関節・肘関節・手関節のうち2関節の機能全廃
- ◆ 一下肢全体に及ぶ機能障害については、まとめて判定することもある
 - ◇ 全廃： 股関節・膝関節・足関節の下肢全ての機能が全廃
 - ◇ 著障： 股関節・膝関節・足関節の全ての機能の平均が著障相当
- ◆ 上（下）肢不自由は機能障害の程度で判定するが、ROM・MMTのみでは上手く説明できない機能障害（痙縮、運動失調など）については「日常生活の支障」を材料にその機能障害の程度を推定して総合的に判断する

例) 小脳性運動失調では手指の麻痺は生じないためROM・MMTでは非該当レベルだが、運動失調により書字が全くできない場合、この運動失調による上肢の機能障害は手指全廃(3級)相当と判断される
- ◆ 一上肢全体に及ぶ機能障害については、(MMT・ROMでは示せない機能障害も含めて)日常生活の支障の程度を参考にまとめて判定することもある
 - ◇ 全廃(2級)： 肩関節、肘関節、手関節、手指の全ての機能を全廃
 - ◇ 著障(3級)： 5kg以内のものしか下げられない
 - ◇ 軽障(7級)： 精密な運動ができない
10kg以内のものしか下げられない
- ◆ 手指5指全体に及ぶ機能障害については、(MMT・ROMでは示せない機能障害も含めて)日常生活の支障の程度を参考にまとめて判定することもある
 - ◇ 全廃(3級)： 書字、箸を持つことができないもの
 - ◇ 著障(4級)： 5kg以内のものしか下げられない、握力5kg以内
鋏・かなづちの柄を握って作業できない
 - ◇ 軽障(7級)： 精密な運動ができない
10kg以内のものしか下げられない、握力15kg以内
- ◆ 一下肢全体に及ぶ機能障害については、(MMT・ROMでは示せない機能障害も含めて)日常生活の支障の程度を参考にまとめて判定することもある
 - ◇ 全廃： 患肢で立位を保持できない
 - ◇ 著障： 1km以上の歩行不能、30分以上の起立位保持不能、階段昇降は手すり

に頼らないとできない、通常の腰掛けに腰掛けられない、横座りができない

◇ 軽障： 2km以上の歩行不能、1時間以上の起立位保持不能、正座・あぐらができない

◆ 上肢・下肢、各関節の機能障害についての等級は次のとおり

28ページ等級表の級と番号に対応

	上肢全体	下肢全体	一関節	
			上肢	下肢
◆ 全廃：	2級-④	3級-③	4級-③	4級-⑤
◆ 両側は	1級-①	両側は 1級-①	足関節は	5級-②
◆ 著障：	3級-③	4級-④	5級-②	5級-①
◆ 両側は	2級-①	両側は 2級-①	足関節は	6級-②
◆ 軽障：	7級-①	7級-②	7級-②	7級-③

◆ 手指の機能障害

両側の全廃・欠損は	全廃・欠損(切断)	著障
2級：5指全部	◆ 3級：5指全部	
3級：母指+示指	◆ 4級：母指+示指 母指or示指+他2指	母指or示指+他3指 (「5指全部」も含む)
4級：母指	◆ 5級：母指	母指+示指 母指or示指+他2指
	◆ 6級：示指+他1指	母指
	◆ 7級：中指+環指+小指	示指+他1指

全廃

著障は1等級減じる

◆ 足指の機能障害は「下駄・草履をはくことができるか」という日常生活の支障の程度で5指まとめて判定する

◇ 全廃： 下駄・草履をはくことのできないもの

・ 7級-⑤ 両側の場合は 4級-②

◇ 著障： 特別の工夫をしなければ、下駄・草履をはくことのできないもの

・ 非該当 両側の場合のみ 7級-①

✓ 足指1本毎のMMT・ROMで判定するものではない

◆ 欠損障害（切断）については下記のとおり

◇ 上肢

- ・ 全手指切断 3級-④（上肢著障、手指全廃と同じ）
 - ・ 両側だと2級-②
- ・ 手関節離断 同上（3級）
 - ・ 両側だと1級-②
- ・ 前腕切断 同上（3級）
 - ・ 両側だと1級-②
- ・ 上腕切断： 2級-③（上肢全廃と同じ）

◇ 手指

- ・ 欠損（切断）とは「母指はIP関節、その他の指はPIP関節以上を欠くもの」であり、同関節が物理的に温存されている末節の部分切断は欠損（切断）として扱わない
 - ・ 残存した部分のROM・MMTで機能障害を判断する
- ・ 欠損（切断）は、当該手指の「全廃」と同じ等級

◇ 下肢

- ・ 全足指欠損（切断）： 7級-④（足指全廃と同じ）
 - ・ 両側の場合は 4級-①
- ・ リファン欠損（切断）： 6級-①（足関節著障と同じ）
 - ・ 両側シヨパール欠損（切断）は 3級-①
- ・ 下腿2分の1以上欠損（切断）： 4級-③（一下肢著障と同じ）
 - ・ 両側の場合は 2級-②
- ・ 大腿2分の1以上欠損（切断）： 3級-②（一下肢全廃と同じ）
 - ・ 両側の場合は 1級-②

※大腿が2分の1以上残存している場合は、下腿を2分の1以上欠くものとして4級となる

◆ 下肢の短縮障害については短縮の程度（脚長差）で認定

- ・ 10cm (or 1/10) 以上短縮： 4級-⑥（一関節全廃と同じ）
- ・ 5cm (or 1/15) 以上短縮： 5級-③（一関節著障と同じ）
- ・ 3cm (or 1/20) 以上短縮： 7級-⑥（一関節軽障と同じ）

◇ 上肢の短縮は認定の対象外

◆ 合計指数算定の特例

- ◇ 一肢に関わる合計指数は、機能障害のある部位から先の欠損（切断）の障害等

級指数を超えることはない

例) 一上肢の肘から先の機能全廃

手指全廃 (3級: 指数7) + 手関節全廃 (4級: 指数4) + 肘関節全廃

(4級: 指数4) = 合計指数15 ← 2級にはならない

肘関節離断 (3級: 指数7) の等級・指数が上限

体幹不自由

◆ 体幹 (頸部・胸部・腹部・腰部) の運動および体位保持の機能障害を体幹不自由として認定する

例) 脊髄損傷による体幹筋麻痺や小脳性運動失調 など

◇ 障害が体幹のみならず四肢にも及ぶ場合が多いが、体幹と下肢の2つの重複する機能障害として合算しない

※ 同一疾患による体幹と下肢の障害は、より上位の等級を採用するため、重複しての認定はできない

・ 診断書・意見書の1ページ目④参考となる経過・現症⑤総合所見へ障害の状態 (体幹と下肢) を記載し、①障害名にはどちらか一方のみを記載

◆ 機能障害の程度は、姿勢保持や歩行といった日常生活の支障の程度で判定する

1級: 座位がとれないもの

2級: 座位・起立位を10分以上保てないもの
起立することの困難なもの

3級: 100m以上歩行不能
片脚起立保持が全くできないもの

5級: 2km以上歩行不能

◆ 下肢の異常による姿勢保持・歩行能力低下は体幹不自由として認定できない

◇ 変形性股関節症による歩行能力低下は、下肢不自由であって体幹不自由ではない

◇ 片麻痺による歩行能力低下は、体幹不自由の基準ではなく下肢不自由の基準で判定する

・ 2km以上歩行不能は体幹5級ではなく下肢7級

脳原性運動機能障害

◆ 脳原性運動機能障害は、乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常を対象とする

例) 脳性麻痺など

◇ 生活経験の獲得という点で極めて不利な状態に置かれていることへ特別に配慮している

- ・ 通常の上肢・下肢・体幹不自由よりも甘めの基準になっている
- ・ 通常の上肢・下肢・体幹不自由での認定も可能

◆ 脳原性運動機能障害の認定基準は、乳幼児期に発現した障害によって脳原性運動機能障害と類似の症状を持つ者も対象となりうる

例) 脊髄性小児麻痺など

◇ 「脳原性」と銘打っているが、原因疾患が脳原性であることではなく、乳幼児期の全身性の障害で生活経験の獲得において不利であったことが対象を考える上では重要

◆ 真の「脳原性」運動機能障害

例) 脳性麻痺など

◇ 脳原性運動機能障害の診断基準を第一に
◇ 困難な場合は肢体不自由一般の基準を

◆ 脳原性運動機能障害と類似の症状

例) 脊髄性小児麻痺など

◇ 肢体不自由一般の認定基準を第一に
◇ 困難・著しく不利な場合は脳原性の基準も可

◆ 上肢機能障害

◇ 両上肢の機能障害がある場合

◇ 紐むすびテストの結果で判定

- ・ 5分間に43cmの紐を何本結ぶことができるか
 - ・ 1級 19本以下
 - ・ 2級 33本以下
 - ・ 3級 47本以下
 - ・ 4級 56本以下
 - ・ 5級 65本以下
 - ・ 6級 75本以下
 - ・ 7級 76本以上

◇ 一上肢の機能障害がある場合

- ・ 5動作テストの結果で判定
 - ・ 「封筒を固定」「財布からコインを取り出す」「傘さし」「健側の爪切り」「健側のそで口のボタン留め」
 - ・ 2級全て不可
 - ・ 3級1動作可能
 - ・ 4級2動作可能
 - ・ 5級3動作可能
 - ・ 6級4動作可能
 - ・ 7級5動作可能だが不随意運動・失調などがある

◆ 移動機能障害

◇ 下肢・体幹機能の評価で判定

- ・ 1級 つたい歩き不可
- ・ 2級 つたい歩きのみ可能
- ・ 3級 支持なし立位可能、10m歩行可能、椅子からの立ち座り不可
- ・ 4級 椅子から立ち上がり、10m歩行し、椅子へ着座するのに15秒以上
- ・ 5級 椅子から立ち上がり、10m歩行し、椅子へ着座するのに15秒未満だが、50cm幅の範囲を直線歩行不能
- ・ 6級 50cm幅の範囲を直線歩行可能だが、スクワット動作が不能
- ・ 7級 6級以上には該当しないが、下肢の不随意運動・失調等があるもの

◆ 各検査は日常動作を想定したテスト課題となっているため、課題内容の理解、課題への動作習熟がなされた状態で評価することとなっている（IQや療育手帳の有無について照会する事がある）

◇ 重度の知的障害の合併など、課題遂行に肢体不自由以外の要素が影響している場合には、脳原性での評価・等級認定は困難である

- ・ その場合は、肢体不自由一般のMMT・ROMをベースとした認定基準を用いざるを得ない

◆ 1つの疾患に由来する障害に対しては、脳原性運動機能障害と上肢・下肢・体幹不自由を混在させて認定することはできない

◇ 脳原性上肢機能障害＋下肢不自由

◇ 上肢不自由＋脳原性移動機能障害は不可

◆ 肢体不自由の機能障害の程度の判定は、次の条件で行う

◇ 一時的な最大能力ではなく、日常的に無理なく発揮可能な能力で評価する

- ・ 「無理すれば可能」は可能とは扱わない

◇ 義肢・装具等の補装具を装着しない状態で判定する

◇ 手術・リハビリ後の経過が安定した時点の機能障害の程度で判定する

◆ 肢体不自由には「7級」の基準があるが、単独では身障手帳交付の対象とならないものの、2つ以上ある時は合算により6級となり身障手帳交付の対象となる

◆ よくある悩ましいケース

◇ 変形性股関節症による下肢全体の機能障害

- ・ 二次的障害（廃用性筋萎縮・拘縮など）が膝関節・足関節にも及んでいることが明示されないと、下肢全体の障害としては認定できない
- ・ 股関節のみの障害としては認定可能

◇ パーキンソン病による歩行障害

- ・ 下肢筋力はMMT 4以上、ROM制限なし
- ・ 歩行能力は杖無しでは100m歩けない

この状態に対し、この筋力・可動域だと普通は長距離歩行も可能と思われるが

- ・ 「機能障害」と「ADL」のミスマッチが生じている
- ・ MMT・ROMでは示されない固縮、姿勢反射障害の影響が大きいのでは？

◇ 示されていない別の機能障害が影響している

- ・ 障害認定に含むべき機能障害

例) 肢体不自由における痙縮、運動失調

⇒この部分の存在・程度についても詳細な説明が必要

ADL低下を基に総合的な機能障害の程度を考える

- ・ 障害認定に含むべきでない機能障害

例) 肢体不自由における認知症

⇒この部分の影響を排除して等級判断をする必要がある

ADL低下はあまり参考にできない

◇ 痛みの強いケース

- ・ 筋力低下・可動域制限はないが、痛くて動かせない

痛みについては次の2つの要件を満たせば、肢体不自由として認定できる機能障害となる

- 1) 難治性で、一日の大半で痛みが続いている
- 2) 痛みの原因となる神経・関節などの病変の存在を客観的に（画像所見、電気生理学的検査などで）示せる

- ・ XP上強い変形の関節症、梗塞巣が示された視床痛、伝導障害が示された末梢神経損傷など

◆ よくある記載もれ・誤り

※7級の診断書・意見書

7級単独では、手帳交付の対象とならない

※診断書・意見書4ページの等級表の記載に従って障害名を記載

例) × 右上下肢障害(2級)

→ ○ 右上肢機能全廃(2級) + 右下肢機能の著しい障害(4級) (総合2級)

→ ○ 右上肢機能の著しい障害(3級) + 右下肢機能の全廃(3級) (総合2級)

→ ○ 右上肢機能の著しい障害(3級)+ 右下肢機能の
著しい障害(4級) (総合2級)

例) × 体幹機能障害(2級)

→ ○ 体幹機能障害(起立保持困難)(2級)

例) 診断書・意見書2ページの動作・活動の記載誤り

()内の補助具を使う場合は、使用する物に○をし、その場合は
ADLは△か×となる

※2ページの参考図示の記載漏れ

障害部位の運動障害や感覚障害等の図示

※記載内容の矛盾

二階まで手すりを使って階段を上がって下りる △ ⇔ 下肢のMMT ×
立っている × ⇔ ズボンをはいて脱ぐ ○ (立っての着脱可)

握力18kg ⇔ 指のMMT △

経過・現症には「立つことができない」⇔ ADLの該当項目 ○

経過・現症には「筋力の低下」⇔ MMTの該当項目 ○

(注) MMTを正しく理解して評価していないと思われるものが散見されます
徒手筋力テストでの筋力評価を正しく行っていただき、診断書を作成し
て頂きますようお願いいたします